

## (仮称)宇都宮市色彩景観ガイドライン(素案)に関するパブリックコメント(結果)について

### 1 パブリックコメントの実施状況

#### (1) 意見募集期間

- 平成20年2月29日(金)~平成20年3月21日(金)(22日間)

#### (2) 応募者数等

- 応募者数: 7名, 18件(内訳: 男性5名, 女性2名, 不明0名)

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
1	0	0	1	0	1	4	7

#### (3) 提出方法の内訳

郵送	ファックス	Eメール	持参	その他	計
0	2	4	1	0	7

#### (4) 項目別の内訳

	項目	計
1	ガイドライン全体の考え方について	9
2	第1章(ガイドライン策定にあたって)について	4
3	第2章(色彩誘導の考え方)について	1
4	第3章(ゾーン別の色彩景観)について	0
5	第4章(公共施設における色彩景観)について	3
6	その他について	1
	合計	18

## 2 意見の概要と市の考え方

### (1)ガイドライン全体の考え方及び運用について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	届出対象とならない一般住宅の色彩誘導も重要です。制度上、また住民の理解を得るといことも含めてなかなか難しいことではありますが、本ガイドラインが有効に活用されるような仕組みをご検討いただければと思います。	一般市民や事業者に対しては、分かりやすいパンフレットを作成し、周知を図ってまいります。また、出前講座等で随時説明や事例紹介を行い、普及啓発を図ってまいります。 また、対話型協議のような市民参加の手法につきましては、本年1月に景観計画・景観条例が施行されたことから、現行の制度を運用しながら、他都市の事例等を調査しながら、研究してまいります。
2	ガイドラインの配布先とその説明会や出前講座などについて、どのような計画になっているのでしょうか。 また、運用に当たっては、ガイドラインを基にした行政指導というよりは、真鶴町等に見られるように「対話型協議」的な方法を取り、協議過程で一人でも多くの市民が、宇都宮の色彩景観について考えていけるような素地が作られることを願ってやみません。	
3	届出対象とならない建築物等に対しても手引きとして活用してもらい美しい景観づくりが実現できるよう指導して欲しい。 また、事例を紹介することで自分たちもそうしたいと思われるようなPRも必要だと思う。	
4	宇都宮市内には歴史的面影が色濃く残るエリアや軸的景観があります。例えば、宇都宮市に合併された河内地区の白沢街道沿いには、歴史的雰囲気が残っています。そのような歴史的景観については、本ガイドラインでは詳述されておきませんので、その部分での検討が必要ではないかと感じます。	宇都宮市色彩景観ガイドラインは、全市域を対象としたものでありますので、限定した地区の色彩基準までは定めておりません。 ご意見をいただきました白沢宿や風致地区周辺のような景観上重要な地区は、景観計画で定める景観形成重点地区の候補地になっています。今後、景観形成重点地区を指定していくにあたって、それぞれの地域の景観特性に応じた色彩ルールの検討を行っていきたくと考えております。
5	風致地区近隣の地域における色彩対策はどう考えているのか。	

6	<p>5ゾーン毎に、まずは先進的なモデルをつくっていくことが重要と考えます。色彩ガイドラインに基づく試みの成果を、広く市民、事業所、それから建築関係など専門家に示すことが望ましいと思います。</p>	<p>先進的なモデル地区については、景観計画で定める景観形成重点地区等で、進めていく予定です。また、そこでの事例を市民、事業者、関係業界等に周知してまいります。</p>
7	<p>規制誘導の結果を適宜市民に公開することは必要です。それにより市民に心理的危機感と充足感を与え、景観やまちづくりに対する意識を敏感にさせます。</p>	
8	<p>ガイドラインを適用することでの魅力を付け加えてみてはどうか。例えば、各ゾーンの建築物にあった色彩デザイン案をいくつか用意し、一般の人や事業者が選択しやすくする。そのデザイン案を採用した場合、市が補助金を出してはどうか。</p>	<p>各ゾーンのデザイン案を用意すると建築主の多様なニーズに応えきれないおそれがあります。本ガイドラインでは、各ゾーンごとに望ましい色彩の範囲を示しており、それらの組み合わせは建築主の自由としております。</p> <p>また、景観形成に寄与する建築物への補助金については、必要性を認識しており、景観計画の運用とあわせて、検討してまいります。</p>
9	<p>色彩誘導・規制をした結果、「この色彩では当店の営業目的を果たせない」というクレームが寄せられた場合、どう対応されるのでしょうか。</p>	<p>色彩誘導は、大規模建築物の届出の際に協議し、建築主の理解が得られた内容で建築許可をおろしますので、その後のクレームはないと考えております。</p> <p>また、色彩景観ガイドラインは法的な拘束力を持たないため、建築主の理解を得られるよう協議を行うかたちで対応いたします。</p>

(2) 1章（ガイドラインの策定にあたって）について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	P2L16 の「宇都宮らしい美しい色彩景観の誘導を目指していきます」は、誘導を目指すのではないと思いたすので「宇都宮らしい美しい色彩景観を目指していきます」か「美しい景観の創造を目指します」ではないか。	ご意見の通り、「宇都宮らしい美しい色彩景観を目指していきます」と修正いたします。
2	色彩要素のガイドラインと並行して、屋外広告物や街並みのスカイライン等のガイドラインも必要では。 P2 の図では、色彩景観ガイドラインだけしか示されていません。景観形成各ガイドライン計画全体を示して、その中で色彩景観の位置づけを明示したほうが理解しやすいのでは。	P2 の図は、本ガイドラインの位置づけや対象を分かりやすく示したもので、多くのガイドラインや基準を併記したり、策定されていないガイドラインも図に示したりすると、一般の方が、困惑すると考えられますので、現在の表現が望ましいと考えています。
3	P3L8 の「ただし、道路などの公共空間からみることが出来ない建築物は除きます」とあるが、現時点では見えなくても、道路面の建築物が取り壊されて、その奥の建築物が見えてしまうこともあるので、ただし書きはいらぬではないか。	ご意見の通り、ただし書きは削除いたします。
4	P4 の右下の図をもう少し鮮明なほうが良い。別ページに拡大掲載すれば良いと思う。	パブリックコメントは PDF ファイルのため、不鮮明になってしまいました。製本の際には、現在の大きさでも鮮明になるように配慮いたします。

(3) 第2章（色彩誘導の考え方）について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	P18 の基調色の外壁にバルコニーやドアも含むのか。	基調色を適用する外壁とは、窓面、バルコニー、ドア等の付属物を含めた、目に見える外壁の全面積を対象としています。 説明が不足しておりますので、ガイドラインに説明を追加いたします。

(4)第4章(公共施設における色彩景観)について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>P40の現状では「JR宇都宮駅前に多く掲出されている原色を多用した大型の貸看板は騒然としたイメージを与える」、P41のテーマには、「それぞれの個性や魅力が光る、賑わいのある色彩景観を誘導する」、また色彩誘導の考え方では「複数の色を使いすぎないようにする」となっているが、これだけではP43の色彩誘導イメージの絵に結びつかないのですが。</p>	<p>P43の誘導イメージは、建物や広告物の色が原色になっているものを、彩度を抑えながらも、建物低層部には強調色を用い、遠景ではけばけばしくなく、歩行者の視線では、街の賑わいを感じられるイメージ図になっています。</p>
2	<p>P46の道路の高架構造物で、「重量感や圧迫感軽減～明るめの色彩」とありますが、歩道橋はとにかくドライバーからみて大変目立ちますので、沿道の雰囲気(土地利用や色彩など)との調和にも言及したほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>公共施設では、P44の「公共施設の色彩計画」のフローに示すとおり、周辺の背景色との調和を考えて基調色を決めることが原則ですので、道路の高架構造物も、沿道の色彩との調和を考慮した基調色を選ぶこととなります。「重量感や圧迫感軽減～明るめの色彩」の解説は、P44のフロー以外の、道路の高架構造物特有の配慮事項を説明したものです。</p>
3	<p>P52の「外壁」のところで、「地域のシンボルとなる建物においては～」とありますが、「公共建築物については原則～」とできないか。なぜなら、景観の面から地域らしさを演出するには、まず公共建築物から始めるのが効果的だからです。公共建築物は、市民だけでなく、外来者も多く訪れるところです。したがって、ここで「宇都宮らしさ」というものを表現・アピールするのは必須ではないか。</p>	<p>全ての公共建築物で地場産材を活用することは、地域らしさの演出としての効果は認識できるものの、費用対効果の点からも、全ての公共建築物に適用する必要性に疑問があることから、「地域のシンボルとなる建物」に限定しております。</p>

(5)その他について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	地域単位で、街並みの色彩景観等について検討する際、バーチャルリアリティ等のソフトでシミュレーションが行えれば、合意形成も行いやすいので、市役所でそういったソフトをご用意いただき、有料で貸し出すというのは可能でしょうか。	景観シミュレーションソフトの貸出については、ソフト会社の権利等の問題もありますので、そうした制度の必要性も含め、今後、研究してまいります。